

令和 6 年度板橋区立エコポリスセンター指定管理者及び
管理運営業務に係る評価結果について

1 評価結果

評価点： **5 6 9 点** ※詳細は別紙「指定管理者評価シート」のとおり

評 価： **適正である 得点率： 7 8 . 5 %**

2 指定管理者

- (1) 名 称 板橋エコみらいプロジェクト
代表者 株式会社小学館集英社プロダクション
- (2) 所 在 地 東京都千代田区神田神保町 2 - 3 0
- (3) 指定期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

3 施設概要

- (1) 施 設 名 板橋区立エコポリスセンター
- (2) 所 在 地 板橋区前野町 4 - 6 - 1
- (3) 開 設 平成 7 年 4 月
- (4) 設置目的 誰もが快適に暮らせる社会を目指して、地域環境から地球的規模の環境にまで配慮した生活様式を普及推進することにより、人と環境が共生する都市の形成に寄与し、もって区民の生活環境の向上に資する。
- (5) 建物概要 敷地面積：1846.60 m² 延床面積：3712.43 m²
(エコポリスセンター 3155.93 m²、ウェルネススペース 60.17 m²、前野地域センター 496.33 m²)
主な施設：視聴覚ホール、環境研修室、環境工作室、環境学習室、環境実験室

4 事業内容

- (1) 身近な環境から地球環境に至る幅広い情報の収集及び提供に関する業務。
- (2) 環境教育及び環境学習に関する業務。
- (3) 地球温暖化防止及び資源の循環に関する知識の普及、意識の啓発及び活動の促進に関する業務。
- (4) 前 3 号に掲げる事業に関する人材及び団体の育成支援に関する業務。
- (5) 施設の利用に関する業務。
- (6) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務。

5 評価概要

(1) 目的

エコポリスセンターについて、効率的な運営やサービス水準の維持・向上、利用者の安全対策など、当初の導入目的に則り適切に運営されているかどうかをモニタリングし、客観的に評価・検証を行う。

(2) 評価者 板橋区立エコポリスセンター指定管理者評価委員会

(3) 評価委員会の構成 5名（外部委員2名、内部委員3名）

- ・環境教育等に関して専門的知識を有する者（東京家政大学環境共生学科教授）
- ・区民代表（NPO 法人 SDG s いたばしネットワーク）
- ・板橋区資源環境部長
- ・板橋区資源環境部環境政策課長
- ・板橋区資源環境部資源循環推進課長

(4) 財務状況及び労働条件点検

指定管理者法人の財務状況及び施設従業員の労働条件点検については、外部専門家に委託し、点検結果を基に、評価委員会で評価を行った。

ア 財務状況点検

委託先 東京税理士会板橋支部

委託期間 令和6年6月12日～7月31日

実施内容 過去3年間の法人決算書等の計算書類による点検
(5段階評価及び所見)

イ 労働条件点検

委託先 東京都社会保険労務士会板橋支部

委託期間 令和6年6月10日～8月26日

(ヒアリング実施日：7月3日 於：エコポリスセンター)

実施内容 書類審査・指定管理者ヒアリング及び従業員面接
(5段階評価及び所見)

(5) 評価委員会の開催

令和6年8月26日（月） 於：エコポリスセンター

資料説明、評価基準・評価シートの作成、書類審査、現地調査及びヒアリング、評価シートの採点、各委員の評価に基づく総合評価の協議・決定

6 評価項目

- (1) 施設の経営方針に関する事項
- (2) 行動規範に関する事項
- (3) 管理体制に関する事項
- (4) 管理活動に関する事項
- (5) 業務改善に関する事項

7 評価方法

評価委員会で制定した評価シート・評価基準に基づき、現地調査及びヒアリング等により、各委員が評価項目ごとに5段階で採点・評価を行い、各委員の採点の合計により総合評価とする。

〔管理運営等の評価〕

- 5点 要求水準を上回る成果を出している
- 4点 要求水準どおりの成果を出している
- 3点 要求水準を概ね満たしているが、工夫の余地がある
- 2点 要求水準を満たしていない
- 1点 要求水準を著しく下回っている

〔サービス水準の評価〕

- 5点 達成率 100%以上
- 4点 達成率 90%以上 100%未満
- 3点 達成率 70%以上 90%未満
- 2点 達成率 50%以上 70%未満
- 1点 達成率 50%未満

〔総合評価基準〕

特に優れている	合計点 653 点以上 (725 点満点の 9 割以上)
優れている	合計点 580 点以上 (725 点満点の 8 割以上)
適正である	合計点 435 点以上 (725 点満点の 6 割以上)
やや劣る	合計点 290 点以上 (725 点満点の 4 割以上)
劣る	合計点 289 点未満 (725 点満点の 4 割未満)

指定管理者評価シート[評価委員会評価用]

参考資料

施設概要

施設名称	板橋区立エコポリスセンター	所在地	東京都板橋区前野町4-6-1
所管課名	環境政策課	指定期間	令和4年4月1日～令和9年3月31日
指定管理者名	板橋エコみらいプロジェクト 代表者（株）小学館集英社プロダクション	指定管理者の 所在地	東京都千代田区神田神保町2-30
設置目的	だれもが快適に暮らせる社会を目指して、地域環境から地球的規模の環境にまで配慮した生活様式を普及促進することにより、人と環境の共生する都市の形成に寄与し、もって、区民の生活環境の向上に資することを目的とする。		
基本理念	①SDGsの達成に向けた、「環境力」の高い次世代の育成【重点項目】 ②デジタルトランスフォーメーションの推進 ③各主体との連携		
行動規範	・東京都板橋区立エコポリスセンター条例、その他関係法令・マニュアル等を遵守する。 ・計画的かつ創意工夫を生かした業務の遂行により、経費の節減を努めるとともに、効果的かつ効率的な管理運営を実現する。 ・施設設備の管理や事業の実施にあたっては、常に安全の確保を優先し、来館者等に対して安心して過ごせる空間を提供する。 ・施設に対する要望・意見の把握や来館者等への「もてなしの心」による対応に努め、常に質の高いサービスを提供し、利用者の増加を図る。 ・地域の各種団体との連携と地域の各種事業への積極的な参加により、社会や地域に対しても貢献する。 ・区民ニーズ等の把握に努め、事業を自らまたは外部から評価する仕組みを整備することで、業務を改善し、指定管理者としての説明責任を果たす。		
業務内容	環境教育の「居場所」としてのエコポリスセンターに生まれ変わらせる。「知る・気づく」→「考える・学ぶ」→「行動する」→「交流する・育てる」のサイクルを確立させ、区民が区民を育てる仕組みを構築する。また、多種多様な広報施策により来館者を増やすとともに、区内へのネットワークを活かし、地域とともに「板橋区の未来」を創造する。		

評価結果

評価項目	評価の視点	評価委員会による評価（合計点）
【施設の経営方針に関する事項】		
1 施設の現状認識・取り巻く環境の理解・管理運営の方向性		
施設の現状認識並びに経営方針	施設の設置目的や基本理念、行動規範などを踏まえた現状認識並びに経営方針を確立しているか	20/25
小 計 （点）		20/25（80%）

評価項目			評価の視点							評価委員会による評価（合計点）
2 経営方針に基づく具体的な行動										評価委員会による評価（合計点）
	基本理念	具体的な目標	サービス水準	目標値・実績値（経過）						
					R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	
基本理念の達成に向けて、経営方針に基づく具体的な目標や取組、サービス水準を設定し、業務に取り組んでいるか	①	ESDを推進するための多種多様な事業展開	事業総実施回数 （② - 1に掲げる事業の実施数を除く）	目標	420	453	475	489	498	2 5 / 2 5
				実績達成率	606 144%	716 158%				
		人材の育成・活躍の促進	人材育成に関わる環境講座参加者数	目標	280	320	360	400	440	2 0 / 2 5
				実績達成率	348 124%	243 76%				
	②	I C Tを活用した環境学習の提供	Web環境を活用した事業の実施回数	目標	32	35	38	40	42	2 5 / 2 5
				実績	35 109%	36 103%				
		いつでも・どこでも学習できる多様なコンテンツの提供	HP、SNS、アプリ等の電子媒体による情報発信回数	目標	720	780	840	900	940	2 5 / 2 5
				実績達成率	1523 212%	1279 164%				
	③	区民の環境意識向上のための支援	環境講座受講後の知識・考え方の変化があった者の割合	目標	↗	↗	↗	↗	↗	1 5 / 2 5
				実績達成率	86.4%	83.7%				
		区民が環境教育を実践できる仕組みの提供	「エコライフサポーター」登録者数	目標	220	240	260	280	300	2 5 / 2 5
				実績達成率	272 124%	308 128%				
小 計 （点）										1 3 5 / 1 5 0 （ 9 0 % ）

評価項目	評価の視点	評価委員会による評価（合計点）
【行動規範に関する事項】		
法令遵守	法令、区条例、区規則、その他区が定める規程及び協定書に則り、信義に従い誠実に対応しているか	2 1 / 2 5
暴力団等の排除	暴力団等の排除について適切に対応しているか	2 5 / 2 5
平等な利用の確保	特定の団体や個人に偏ることなく、平等な利用実態となっているか	2 1 / 2 5
ノーマライゼーション	障がい者や高齢者等に配慮した運営となっているか	2 1 / 2 5
小 計 （点）		8 8 / 1 0 0 （ 8 8 % ）

評価項目	評価の視点	評価委員会による評価（合計点）
【管理体制に関する事項】		
職員の雇用形態	施設運営に責任の担える安定的な雇用形態となっているか	1 5 / 2 5
職員の労働条件	労働法規等を遵守した適正な勤務体制となっているか、職務能力等に対応した適正な給与体系が整っているか、休暇制度や職場環境の改善、福利厚生制度等就業状況に配慮がなされているか	1 5 / 2 5
職員の配置体制	適正な職員配置となっているか	1 7 / 2 5
職員の専門性	必要な専門性を備えた職員が配置されているか	1 5 / 2 5
職員の研修体制	職員の指導育成、研修体制は適切であるか	2 0 / 2 5
危機管理体制	事故・災害などに対する綿密な危機管理体制が整っているか、ＢＣＰや災害対応マニュアルの内容は適切であるか	2 0 / 2 5
安全対策	利用者の安全についてきめ細かい対策がとられているか	2 0 / 2 5
情報管理	個人情報の保護等に関する指導の徹底など、対策は万全か	1 6 / 2 5
地域貢献	区内事業者の活用、区民の雇用など地域への貢献、地域との連携への配慮がなされているか	2 0 / 2 5
小 計 （点）		1 5 8 / 2 2 5 （7 0.2 %）

評価項目	評価の視点	評価委員会による評価（合計点）
【管理活動に関する事項】		
経済性・効率性	費用対効果は適切か、当初の目標どおり管理運営経費が縮減されているか	1 8 / 2 5
妥当性	管理運営経費は、その内訳を含め妥当であり、適正に執行されているか	1 7 / 2 5
設備の保守点検	設備機能の維持に向けた保守点検は適切であるか	1 5 / 2 5
委託業務の妥当性	委託されている業務の範囲は適切であるか	2 2 / 2 5
備品の管理	備品の機能維持に向けた保守点検等は適切になされているか、購入備品の登録手続きに遺漏はないか	2 0 / 2 5
環境対策	区の環境施策を理解し、省エネ、省資源など地球環境に配慮した管理運営がなされているか	1 8 / 2 5
広報活動	施設の利用促進のため、積極的な広報活動に取り組んでいるか	1 9 / 2 5
小 計 （点）		1 2 9 / 1 7 5 （7 3.7 %）

評価項目	評価の視点	評価委員会による評価（合計点）
【業務改善に関する事項】		
アンケート結果への対応	利用者アンケートの結果を踏まえた対応は適切か	1 9 / 2 5
要望への対応	利用者からの苦情や要望等を把握する取組はなされているか、その対応は迅速かつ的確か	2 0 / 2 5
小 計 （点）		3 9 / 5 0 （ 7 8 % ）
合 計 （点）		5 6 9 / 7 2 5 （ 7 8.5 % ）

* サービス水準の採点方法
（ 5 点：達成率100％以上、 4 点：達成率90％以上100％未満、 3 点：達成率70％以上90％未満、 2 点：達成率50％以上70％未満、 1 点：達成率50％未満）

* 管理運営等の採点方法
（ 5 点：要求水準を上回る成果を出している、 4 点：要求水準どおりの成果を出している、 3 点：要求水準を概ね満たしているが、工夫の余地がある、 2 点：要求水準を満たしていない、
1 点：要求水準を著しく下回っている）

評価項目	評価の視点	評価委員会による評価（合計点）
評価委員会による評価	経営基盤に関する評価（中間年） 安定的な管理運営を行える経営基盤を有しているか 【財務諸表審査の5段階評価において3以上「○」、2以下「△」】	○
	総合評価 【評価できる点】 ・全体的に目配りが行き届いており、評価項目の各部門の評価は高い。 ・コンシェルジュが声掛けして丁寧に説明し対応している。 ・広報活動は、紙媒体とHP、SNSを組み合わせ積極的に展開している。 ・職員の配置体制について、人材が限られた中でやりくりしながら工夫している。	
	適正である 【助言・指導・命令・勧告の内容】 ・周知・広報や利用者の声の収集や活用にあたりデータを分析するなどの工夫がほしい。 ・一つ一つのコンテンツをもっと細やかに作り上げることで、評価が高まるようにした方がよい。 ・施設の改善のため一部改修を実施し、利便性を図っているが、取り付け方などの美観や安全性への配慮も必要である。 ・よりよい管理運営のために、新たな工夫・取り組みについて指定管理者と所管課で協議し、改善していくことが大切と考える。 ・子どもへの施策が中心だが、世代を広げて大人を引き込む施策についても検討してほしい。 ・雇用契約書の期限までの交付や年次有給休暇管理台帳による年休管理について速やかに適切な処理をすること。	

* 総合評価の採点方法（評価員会評価の合計点）…特に優れている（9割以上）、優れている（8割以上）、適正である（6割以上）、やや劣る（4割以上）、劣る（4割未満）